

議案第 6 5 号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（平成19年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

第3条第2項第2号中「条例」の次に「(以下「法令等」という。)」を加える。

第6条の見出し中「土地の所有者」を「土地の所有者等」に改め、同条中「土地の所有者」を「土地の所有者等」に、「所有する」を「所有し、又は使用する権原を有する」に改める。

第9条中「次の各号のいずれにも適合していると認める」を「次に掲げる要件の全てを満たしている」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 当該土採取事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

イ 当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

- (2) 土採取事業を行うことについて、当該土採取事業を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。

第9条に次の1項を加える。

- 2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、土採取事業の施工に関する計画のうち土地の復元又は土地の整備に係る部分について前項第1号アの規定は適用しない。

第11条第1項中「以下」を「第12条の2第2項を除き、以下」に、「同条第2項第2号」を「第7条第2項第2号」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(土地の所有者等への通知)

第12条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項

(2) 第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

2 第11条第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項(当該変更に係る事項に限る。)

(2) 第11条第2項において準用する第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

3 許可を受けた者は、第11条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を土採取場内の土地の所有者等へ通知しなければならない。

4 許可を受けた者は、第14条第1項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、同項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

第14条第3項中「性質」を「水素イオン濃度指数その他の性質」に改める。

第21条第4号を次のように改める。

(4) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第2項、第16条から第18条まで又は前条の規定に違反したとき。

第21条第6号中「この条」を「この項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第18条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第21条に次の1項を加える。

2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土採取事業に着手しないとき、又は引き続き1年以上当該許可に係る土採取事業を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

第22条の次に次の4条を加える。

(土地の適正な管理)

第22条の2 土採取事業を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)

第22条の3 土採取場内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の規定による確認を行った土採取場内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていることを知ったときは、直ちに当該土採取事業を行う者に対し、当該土採取事業の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(土採取事業に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第22条の4 市長は、第22条第2項の規定により土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る土採取場内の土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた土採取場内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(公表)

第22条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土採取事業を行った者

(2) 第21条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者

(3) 第22条の規定による命令を受けた者

2 市長は、前項第1号に掲げる者がある場合において、同項の規定により公表し

ようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第23条中「土採取事業を行う土地の所有者その他」を「土採取場内の土地の所有者等その他の」に改める。

第24条第1項中「行う者」の次に「、土採取事業に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに土採取場内の土地の所有者等」を加える。

第26条第1項第2号中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第22条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のひたちなか市土採取事業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第9条、第12条の2、第22条の3及び第22条の4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請がされる土採取事業(新条例第2条第2号に規定する土採取事業をいう。)について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定による許可を受けている者に対する新条例第21条の規定による許可の取消し又は停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときには適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の法令又は条例の規定による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 <u>土地の所有者は、その所有する土地を土採取事業を行う者に使用させる場合にあっては、当該土採取事業を行う者により適正な土採取事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、<u>次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>当該土採取事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときには適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の法令又は条例<u>（以下「法令等」という。）</u>の規定による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(土地の所有者等の責務)</p> <p>第6条 <u>土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土採取事業を行う者に使用させる場合にあっては、当該土採取事業を行う者により適正な土採取事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、<u>次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる要件の全てを満たしていること。</u></p>	

旧	新	備考
<p>(2) <u>当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第12条 略</p>	<p>ア <u>当該土採取事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>イ <u>当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) <u>土採取事業を行うことについて、当該土採取事業を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。</u></p> <p>2 <u>第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、土採取事業の施工に関する計画のうち土地の復元又は土地の整備に係る部分について前項第1号アの規定は適用しない。</u></p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。）は、第7条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(土地の所有者等への通知)</u></p> <p>第12条の2 <u>許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。</u></p>	

旧	新	備考
<p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(土地の復元の承認願)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、土地の復元に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。第22条第2項第2号において同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しない場合は、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命ずることができる。</p>	<p>(1) 第7条第2項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 第10条の規定により条件を付されたときあつては、当該条件</p> <p>2 第11条第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。</p> <p>(1) 第7条第2項各号に掲げる事項（当該変更に係る事項に限る。）</p> <p>(2) 第11条第2項において準用する第10条の規定により条件を付されたときあつては、当該条件</p> <p>3 許可を受けた者は、第11条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>4 許可を受けた者は、第14条第1項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、同項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(土地の復元の承認願)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、土地の復元に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。第22条第2項第2号において同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しない場合は、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命ずることができる。</p>	

旧	新	備考
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第14条第1項の規定による承認を受けなかったとき。</u></p> <p>(5) <u>第19条第1項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(6) <u>この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(措置命令等)</p> <p>第22条 略</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第22条の2 <u>土採取事業を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2. <u>土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。</u></p> <p>3. <u>土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。</u></p> <p>(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)</p> <p>第22条の3 <u>土採取場内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第13条第1項、第14条第1項、第15条第2項、第16条から第18条まで又は前条の規定に違反したとき。</u></p> <p>(5) <u>第18条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p>(6) <u>第19条第1項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(7) <u>この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>2. <u>市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土採取事業に着手しないとき、又は引き続き1年以上当該許可に係る土採取事業を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(措置命令等)</p> <p>第22条 略</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第22条の2 <u>土採取事業を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2. <u>土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。</u></p> <p>3. <u>土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。</u></p> <p>(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)</p> <p>第22条の3 <u>土採取場内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。</u></p>	

旧	新	備考
	<p>2 <u>前項の規定による確認を行った土採取場内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていることを知ったときは、直ちに当該土採取事業を行う者に対し、当該土採取事業の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(土採取事業に係る土地の所有者等への勧告及び命令)</u></p> <p><u>第22条の4 市長は、第22条第2項の規定により土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る土採取場内の土地の所有者等であつて次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていた場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 前条第2項の報告を怠った者</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による勧告を受けた土採取場内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p> <p><u>第22条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</u></p> <p><u>(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土採取事業を行った者</u></p> <p><u>(2) 第21条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者</u></p> <p><u>(3) 第22条の規定による命令を受けた者</u></p> <p>2 <u>市長は、前項第1号に掲げる者がある場合において、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えな</u></p>	

旧	新	備考
<p>(協力要請)</p> <p>第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土採取事業を行う者、<u>土採取事業を行う土地の所有者その他土採取事業の関係者</u>に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土採取事業を行う者に対し、土採取事業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>2・3</u> 略</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>(協力要請)</p> <p>第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土採取事業を行う者、<u>土採取場内の土地の所有者等その他の土採取事業の関係者</u>に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土採取事業を行う者、<u>土採取事業に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに土採取場内の土地の所有者等</u>に対し、土採取事業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>2 第22条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p>	